② 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定
貸付金債権の貸倒れによる損失に備えるため、次の方法により計上しております。
破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については債権ごとに保証による回収見込額を勘案し、要注意先債権及び正常先債権については貸付金残高を基に、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づき計上しております。

⑹ 賞与引当金の計上基準
① 一般勘定、共済勘定及び保険勘定
賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。
② 年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定
役職員に対して支給する賞与に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑺ 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっております。

⑻ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法によっております。

⑼ 債券発行差額の償却方法
債券発行差額は、債券の償還期間にわたって定額法により償却しております。

⑽ 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算しております。

⑾ リース取引の処理方法
リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑿ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

２．重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払いを予定している債務負担行為額は、1,805,060,883円となっております。

３．重要な後発事象

該当事項はありません。

４．固有の表示科目の内容

勘　定　科　目	内　　容
退職手当給付費支払資金	独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第１号の規定に基づき、以下の金額の合計額を毎事業年度末において退職手当給付費支払資金として計上しております。 ・給付費支払準備金 既契約掛金の収入金額のうち、当該事業年度の退職手当給付金に充てる額を除いた額等を、翌事業年度以降の既契約掛金の収入金額の調整財源に充てるため、給付費支払準備金に繰り入れております。 ・給付費繰越金 都道府県補助金の収入金額が予定額に比して増加したときは、当該増加額は、翌事業年度以降の当該収入金額の調整財源に充てるため、給付費繰越金に繰り入れております。 ・給付費支払資金 途中掛金等の収入金額は、翌事業年度以降の退職手当給付金の予算に不足を生じた場合に当該不足額の支出に充てるため、給付費支払資金に繰り入れております。
心身障害者扶養保険責任準備金	独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第15条第２号の規定に基づき、事業年度末現在における年金受給者について将来支給する年金の現価相当額から、当該年金受給者に係る年金の支払いに充当すべき将来の保険金収入の現価相当額を控除した額を、毎事業年度末において心身障害者扶養保険責任準備金として計上しております。
退職手当給付金	退職手当共済事業は、国庫補助金、都道府県補助金及び共済契約者からの掛金を財源とする制度（賦課方式）であることから、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第７条の規定に基づき退職した被共済職員（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に支給すべき退職手当金にかかる債務に対する支出決定額を計上しております。
払戻金	掛金の年度を経過した過誤納金の払戻額を計上しております。
支払保険料	生命保険会社に支払う基本保険料及び特例基本保険料を計上しております。
給付金	・保険加入者（保護者）の死亡により障害者に支払う年金 ・保険契約を１年以上継続して、保険加入者の生存中に障害者が死亡した場合又は契約を脱退した場合の支払保険金（弔慰金給付保険金） ・当機構と地方公共団体が締結する「特別弔慰金給付金の支給に関する協定書」に規定する特別支給の要件に該当した場合に保険加入者が扶養していた障害者に対して支給する特別弔慰金（特別弔慰金給付金） 以上の合計額を計上しております。
掛金	・退職手当共済契約の締結にかかる掛金で、４月１日現在の被共済職員の掛金収入 ・４月２日以降加入した被共済職員の掛金収入 以上の合計額を計上しております。
受取保険料	・都道府県、指定都市からの受取保険料収入 ・都道府県、指定都市からの特例受取保険料収入 以上の合計額を計上しております。
保険金	・保険加入者（保護者）が死亡した場合の生命保険会社からの保険金 ・都道府県、指定都市からの特例保険金収入 ・弔慰金給付保険金支払いのための生命保険会社からの受入金 ・特別弔慰金給付金支払いのための生命保険会社からの受入金 以上の合計額を計上しております。